

寒河江市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定で読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録した者が期日前投票を行う場所を、次のとおり決定する。

令和8年1月27日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋達也

施設の名称 寒河江市役所 議会会議室
施設の所在地 寒河江市中央一丁目9番45号